

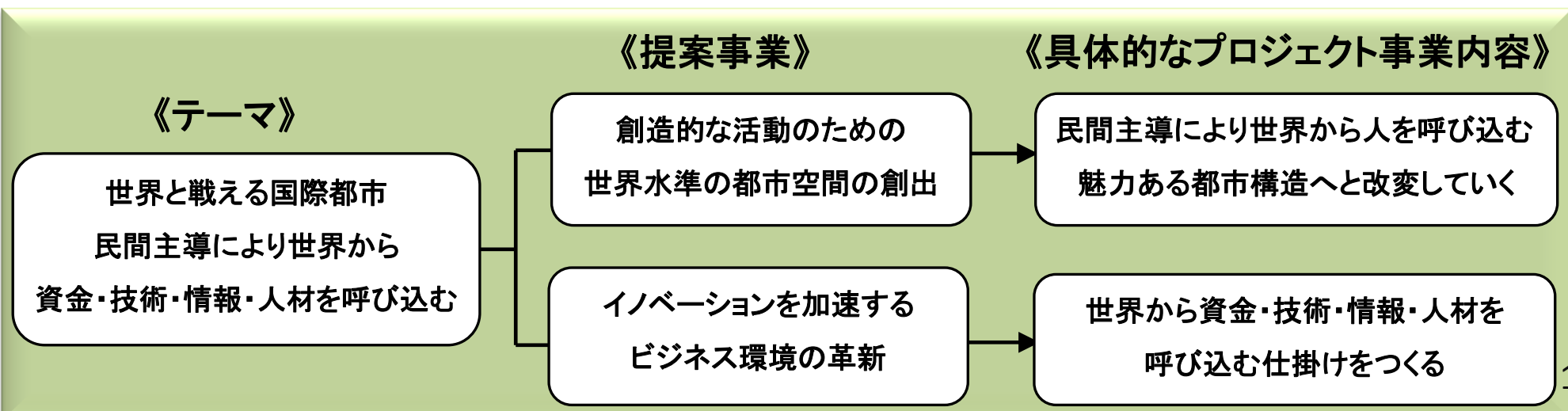
Ⅱ 世界と戦える国際都市プロジェクト

世界各地のメガリージョンに対抗し、わが国が将来に向かって成長を持続していくためには、国家としての集中的取り組みにより、大都市を創造的な都市空間に再構築し、ビジネス環境の革新を世界最高水準で実現し、大都市が十分な国際競争力を備えることが不可欠。



大阪都市圏は、首都と並ぶわが国のツインエンジンとしてわが国の成長を担い、また首都東京と異なり、大阪に集積する「ハイエンドなものづくりの拠点」の集積、関空や阪神港などによりアジアと関わりの深いポテンシャルは、「アジアの成長とつながる中継拠点」としての独自性を有する。

そのため、「世界と戦える国際都市プロジェクト」として、Ⅰ 民間主導による魅力ある都市構造への改変と、Ⅱ 世界から資金・技術・情報・人材を呼び込む仕掛けづくりプロジェクトを展開。

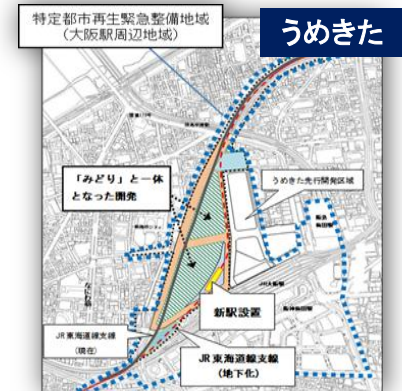


民主導による都市空間構造改革

- ・都心の要衝地を民主導により魅力ある都市構造へと改変し、世界から人を呼び込む
- ・公共空間を民間へ開放し、民間主導により、国際都市水準の都市魅力を備えた都市空間を創造するとともに、都心の機能更新を促進し、世界から人を呼び込む都市構造へと改変していく。

II-①◆世界水準の都市空間を創出するリーディングプロジェクトの推進

- ・民間主導による国際都市水準の魅力ある都市空間の創出
- ・広域鉄道ネットワークの形成による空港とのアクセス機能強化
- ・大規模災害時にも機能する高度なBCP対応エリアの実現
(実施地域:うめきた)



II-②◆BID等のエアリアマネジメントによる魅力ある都市空間の創出

- ・我が国初のBIDによるエアリアマネジメント
- ・エアリアマネジメントによる駅前広場の利活用と交通の安全の確保(難波駅前)
- ・水と光と緑の新たなライフスタイルとビジネスの創出 (中之島)



II-③◆民間投資の誘発による都心のリノベーションの推進

- ・民間主導による都心の機能更新を促進する仕組みの整備(実施地域:御堂筋)
- ・道路高架下や河川空間を活用したみどり・賑わい空間の創出(梅田~中之島)
- ・高度な外国人材が居住しやすい環境の整備(中之島)



①世界水準の都市空間を創出するリーディングプロジェクトの推進

- ・民間開発に着手するまでの一時的土地保有スキームの整備
 - UR活用のための支援(無利子資金の充当率拡充:75%→100%)
 - SPCに対する無利子貸付金の充当
- ・一時的土地保有を行うSPCに対する税制優遇措置
- ・民間事業者による公共施設整備への国庫補助金の直接補助

②BID等のエリアマネジメントによる魅力ある都市空間の創出

- ・法的な権限のもとで財源を確保できる「日本版BID制度」の創設に向けた都市再生特別措置法の改正
- ・民間まちづくり団体への公共施設管理にかかる占用許可権限などの行政権の委任
- ・駅前広場等公共空間の民間活用にあたっての安全確保に関するルールづくり
- ・法人から都市再生整備推進法人への寄附金に対する税額控除制度の創設

③民間投資の誘発による都心のリノベーションの推進

- ・民間都市再生事業の面積要件(1ha又は0.5ha以上)の緩和 → 都心機能更新・災害対応力の向上への活用
- ・ビジネス活動の幅を広げる柔軟な施設配置 → 街区を跨ぐ電力・エネルギー供給ネットワークの構築
- ・道路上空空間の活用にかかる規制の緩和 → 開発の自由度の向上による民間開発意欲の誘発
- ・道路高架下や河川空間の利用制限の柔軟化、利用計画手続きの簡素化 → 未利用の都市空間の有効活用
- ・外国企業・人材のニーズに合ったサービスアパートメントの普及促進 → 短期滞在の外国人の居住環境整備

①世界水準の都市空間を創出するリーディングプロジェクトの推進

- ・国際都市に相応しい拠点機能の整備が推進されることより、国内外からのビジネス流入人口や、新規ビジネス・産業の市場規模拡大が期待できる。
- ・災害時における建築物等の耐震性能、エネルギー・通信の継続性を担保する強靱な都市機能を整え、世界水準の安全性を世界にアピールする。また、非常時の帰宅困難者の受け入れ対応も可能とするなど、都市としての安全性を確保する。

KPI: 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が現状先進国15位⇒3位

②BID等のエリアマネジメントによる魅力ある都市空間の創出

- ・ニューヨークのタイムズスクウェアでは、BID設立後10年で、来街者は約4倍となり、地区内の建物資産価値は2.3倍、賃貸料は40%上昇、ブロードウェイの観客も約70%増となるなど、顕著な経済効果が現れている。
- ・都心に質の高い世界水準の“みどり空間”や、国際空港からの玄関口となる駅前に“歩行者を中心としたモール”を整備し、これをエリアマネジメントをとおした新たな経済活動の場として活用することで、経済・市場・投資規模の拡大が期待できる。

KPI: 2013年に訪日外国人旅行者1000万人、2030年に3000万人超をめざす。

③民間投資の誘発による都心のリノベーションの推進

- ・高度な外国人材が居住しやすい住環境の改善、エリア間の回遊性の向上、都市魅力の高まりによって、国内外からのビジネス客や観光客が増加する。
- ・高架下利用、みどりの回遊性向上による、沿道商業施設の売り上げ効果が期待できるとともに、公共空間を活用した民間の投資拡大が図られる。

KPI: 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が現状先進国15位⇒3位

イノベーションを加速するビジネス環境の革新

・都心の高度な都市機能を基盤に、世界から認められるイノベーション創出拠点を形成する
大阪駅前の「うめきた開発」をインパクトとして、リスクマネー供給、MICE機能、外国人の活躍基盤などの世界水準のビジネス環境を発信し、世界から資金、技術、情報、人材を呼び込む。

◆グローバルイノベーションを創出するビジネス環境の整備

うめきたに開設された知的創造拠点「ナレッジキャピタル」を中核に
人材・情報・資金が集積する「イノベーション・エコシステム」を形成

⇒ 革新的な発想を生み出す起業家やベンチャー企業による継続的なイノベーション創出を実現

◆企業が活動しやすいビジネス環境、資金環境整備

外資を含め起業・投資するための環境や、企業が日本国内においてイノベーションの創出が継続されるための資金循環を構築する。

◆都市空間の構造改革と連動したMICE・インバウンド機能のグレードアップ

充実した都市機能を備える都心部を、民主導による国際水準の都市空間に構想改革を図る取組み(→ I を参照)にあわせて、MICE、インバウンド促進機能を図る

II-④グローバルイノベーションを創出するビジネス環境の整備

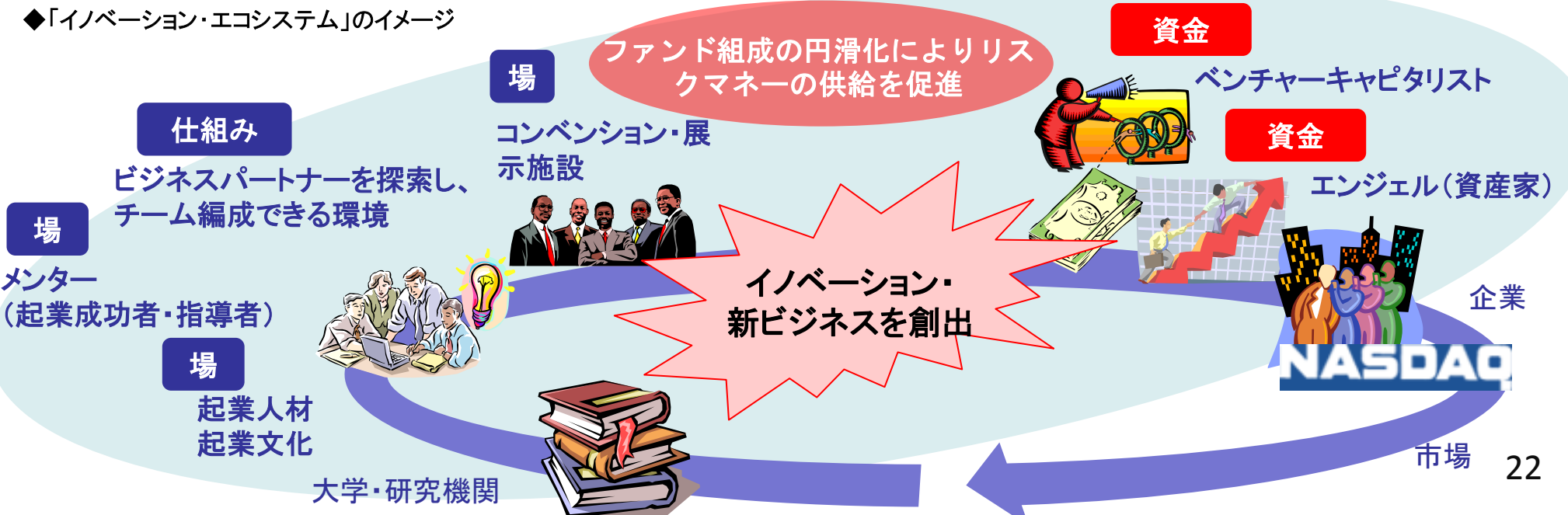
- ◎ グローバルな市場をターゲットとした経済成長には、革新的な発想を生み出す起業家やベンチャー企業が継続的にイノベーションを創出できるビジネス環境が必要である。
- ◎ 大阪駅北地区先行開発区域（うめきた）の知的創造拠点「ナレッジキャピタル」において、人材・情報・資金が集積する「イノベーション・エコシステム」を形成し、研究開発・事業化プロジェクトの創出を促進するとともに、ビジネスの国際展開支援や外国人の国内でのビジネス環境の整備を進める。

国に求める措置

「イノベーション・エコシステム」の形成を加速する規制改革・特例措置

- ① 法人設立に係る申請書類等の英語対応及び印鑑登録を不要とする規制緩和
- ② 企業版エンジェル税制の創設
- ③ 寄附税制の拡充
- ④ 研究開発税制の拡充（研究成果の展示に係る設備投資への適用など）
- ⑤ パテントボックス税制の創設
- ⑥ 国際会議・展示会等の誘致・開催等のMICE事業にかかる手続きの簡素化、ビザ手数料の減免
- ⑦ 民間金融機関からの融資に関する公的保証の制度創設

◆「イノベーション・エコシステム」のイメージ



II-⑤ビジネス・資金環境、都市型MICE機能のグレードアップ

- ◎ 西日本を代表する経済センターとして充実した都市機能を備える大阪の都心部を、民主導により国際水準の都市空間に構造改革を図る取組みにあわせて、ビジネス活動に対する新たな規制緩和や税制措置によるビジネス環境の革新を図ることにより、世界と戦える国際都市への都市環境の総合的なグレードアップを図る。
- 外国人高度専門人材が活躍できる環境整備
 - ・外国人が起業・投資するための制度緩和
 - ・外国人が安心して日本で生活・滞在できるサービス基盤の充実
- 日本国内においてイノベーションの創出が継続されるための資金循環の構築
 - ・生み出された知的財産による収益を研究開発に再投資させるパテントボックス税制の導入
- アフターコンベンションの都市魅力と連携した都心型MICE、インバウンドの展開
 - ・充実した都市機能を基盤として、既存の国際会議場、大規模展示場やうめきたエリアとの連携、水都再生と連動した新たな都心型MICE施設の開発

規制緩和・制度改革

【外国人のビジネス・資金活動環境】

- ① 外国人の投資最低基準の引き下げ(現行500万円)
- ② 非居住者の外国人を代表とする法人登記を可能とすること
- ③ 留学生の就職を拡大する在留資格(「人文国際」「技術」での在留資格取得緩和、大学専攻と就職の関連性の緩和)
- ④ 外国人医師による外国人医療の充実(臨床修練制度の緩和)

【MICE機能強化】

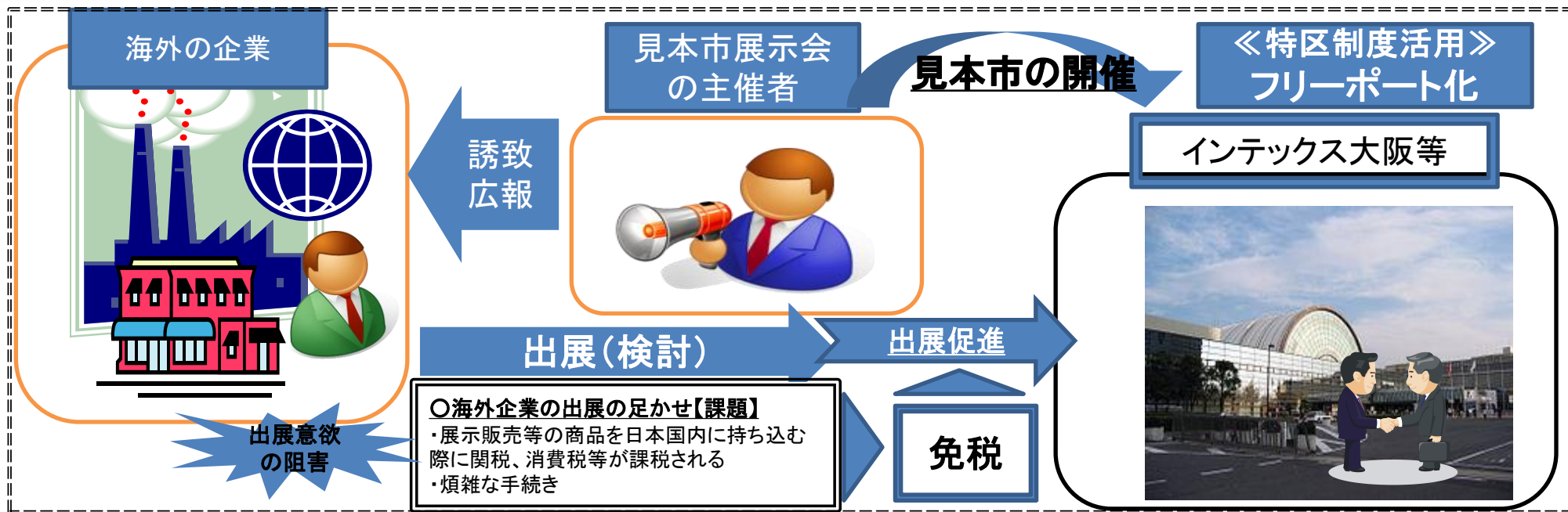
- ① 入国要件の緩和(見本市入国のための受入機関の設立)
- ② インバウンド土産のための消耗品の消費税非課税化
- ③ MICE開催時の大店法届出営業時間の弾力的な運用
- ④ TAXフリー手続きの簡素化
- ⑤ 留学生による観光ガイドに対する就業時間制限の緩和措置

税制

【パテントボックス税制の創設】 法人が特許等の知的財産の取得により発生する収益に対する税負担を軽減する。

II-⑥ 見本市・商談会の活性化と国際化の推進

見本市展示会産業は、地域経済に大きな波及効果をもたらす重要な役割を担っており、より多く開催することにより国内外の企業間取引を活発化させ、他の産業への影響や新たなビジネスの創出といった国内経済の活性化に貢献するものである。海外の展示会都市では、展示物にかかる関税は一時的輸入制度を導入するなどの優遇が行われているが、我が国が諸外国との競争で圧倒的優位に立つ為、課税や手続きの簡素化において世界最高水準を目指す。これにより、我が国の展示会に海外出展者の増加をもたらす。



●国に求める措置

➢ 全国の国際的大規模展示会場において、海外出展者の商品にかかる関税、海外バイヤーの消費税を免除

●期待される効果

- 出展時の商品等搬入の際の課税によるコスト負担、煩雑な書類作成を省き、出展促進
- 海外バイヤーの増加、国内出展者の輸出促進
- インテックス大阪等の国際的大規模展示会場において、大規模見本市を年間50本以上開催